

## 広島県医師確保計画(素案)について【概要】

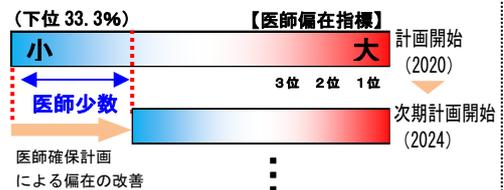
## 1 背景等

- 医師の“地域偏在”を全国ベースで段階的に是正することを目的とした医療法等の一部改正により、「広島県保健医療計画」に挙げている『医師の確保に関する事項』に、法改正に対応する内容を盛り込む必要がある。

区分	盛り込む内容等
医師偏在指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国ベースで地域ごとの医師の多寡を相対比較する指標を導入。</li> <li>●全国の序列を基に「医師多数」（上位 33.3%）, 「医師少数」（下位 33.3%）を設定。</li> </ul>
医師少数スポット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●局所的に医師が少なく“医師の確保を特に図るべき区域”として「医師少数スポット」を設定。</li> </ul>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師偏在指標による評価結果を基に, ①「<u>医師確保の方針</u>」, ②「<u>確保すべき目標医師数</u>」, ③「<u>目標を達成するための施策</u>」を定める。</li> </ul>
産科・小児科	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各診療科の偏在指標による評価結果を基に, 同様に, 医師確保方針・施策等を定める。</li> </ul>

## ※医療法改正～今後の医師偏在対策～

- 全国ベースで医師数の多寡を統一指標で評価・比較して医師少数（下位 33.3%）の医療圏に対して対策を重点実施し, 医療計画期間を経る毎に, 全国の偏在を段階的に縮小。
- 長期的な目標年「2036年」を設定。



## 2 県内医師数の現況等

## (1) 医師偏在指標による評価(※厚労省通知による。／公表は, 1月の予定)

地域区分	医師偏在指標 (全国平均：239.8)	「産科医」偏在指標 (全国平均：12.8)	「小児科医」偏在指標 (全国平均：106.2)	
広島県	241.4 (20位)	12.2 (22位)	95.7 (35位) ▲	
(二次医療圏)	広島	286.0 (37位) ◎	14.1 (74位)	99.9 (138位)
	広島西	233.4 (73位) ◎	8.5 (207位) ▲	133.2 (32位)
	呉	264.6 (51位) ◎	16.4 (44位)	117.6 (72位)
	広島中央	192.9 (123位)	7.7 (228位) ▲	72.0 (256位) ▲
	尾三	181.3 (155位)	14.4 (68位)	96.4 (165位)
	福山府中	186.4 (142位)	8.8 (198位) ▲	72.6 (252位) ▲
	備北	197.5 (111位)	11.1 (130位)	108.0 (102位)

◎…上位 33.3% (医師多数), ▲…下位 33.3% (医師少数)

## (2) 医師数の概況等(課題)

## ○地域別:

- ・県内医師数は増加しており, 都市部・中山間地域ともに医師数(人口比)増加傾向であるが, 地域偏在は拡大。

## ○性・年齢階級別:

- ・39歳以下が減少傾向, 60歳以上の高齢医師が増加傾向。平均年齢は全国平均より超。今後, 世代交代を迎えるにあたり, 若手医師の就業・定着促進が一層必要。
- ・全国と同様に女性医師は増加傾向。ライフイベント等での就業継続, 離職防止等の促進。

## ○診療科別:

- ・産科・小児科等の一部診療科で, 全国平均(人口比)を下回る。とりわけ周産期医療提供体制の維持が喫緊の課題。

## ○その他:

- ・「医師の働き方改革」(新たな時間外労働規制・令和6年度～)への対応。

### 3 「医師確保計画」の内容※素案

#### (1) 医師確保の方針

##### 【三次医療圏(県内全域)】

○将来にわたって県内の医療提供体制を維持するために、若手医師をはじめとする次代を担う医師の確保・定着促進策を推進

##### 【二次医療圏(7圏域)】

○上位3圏域の水準は維持しつつ、他の4圏域に介在する偏在縮小を目指して、医療関係団体・機関等の連携協力体制の下で若手医師等の誘致・就業促進策等を推進。

○また、『医師少数スポット』を定め、県育成医師の配置等により、医療提供体制を維持。

#### (2) 確保すべき目標医師数

二次医療圏	設定の考え方	本計画における目標医師数
「広島」,「広島西」,「呉」 《医師多数》	将来時点(2036年)に至るまで、 全国平均以上である「現在の水準を維持」	(現在の水準を維持)
「広島中央」,「尾三」 「福山・府中」,「備北」	将来時点(2036年)に至るまでに、 「全国平均に達する水準」を目指す。	・広島中央: 437人以上(+18) ・尾三: 559人以上(+21) ・福山・府中: 1,051人以上(+48) ・備北: 221人以上(+4)

※長期的な目標年「2036年」に向けて、本計画期間(4年間)における圏域間の偏在縮小を目指す目標医師数

#### (3) 施策内容

区分	取組内容(主なもの)
医師偏在の 是正	○「自治医科大学」,「広大ふるさと枠」等医師の育成・配置 ○大学医学部寄附講座による地域枠学生・卒業生等の卒前・卒後支援 ○「広島県地域医療支援センター」による就業斡旋 等
次代を担う 若手医師等の 確保・育成	○臨床研修医,専攻医(卒後3年目)の県内就業誘致 ○中山間地域等での医師確保と人材育成支援 ○「地域枠」制度の運用(R2・3年度は定員を継続, R4年度以降は国制度見直しに対応) 等
勤務環境の 改善等	○女性医師等の就業支援(保育サポーター制度, 就業環境整備支援) ○医療勤務環境の改善支援, タスクシフティングへの研修支援 等

### 4 「産科」・「小児科」医師確保計画の内容※素案

#### (1) 医師確保の方針

- 本県の産科・小児科医師の状況を踏まえれば、医師少数区域以外の圏域についても、充足しているとは言えないため、県全体の周産期医療体制や小児医療体制を維持するため、現在の医師数の水準を向上するための取組を実施。
- 「相対的医師少数区域」に該当する圏域等については、この計画期間終了時に偏在指標の下位 33.3%を脱する目安(基準値)を設け、県全体の産科及び小児科の医師数の底上げを図ることにより、医師の確保に努める。

#### (2) 施策内容

区分	取組内容(主なもの)
医師の確保	○広島県地域医療支援センターを中心とした産婦人科医, 小児科医の確保 ○「広大ふるさと枠」医師等の産科・小児科選択の仕組・方法の検討 等
医療体制の 構築	○周産期母子医療センター等の高次医療施設の重点化の検討 ○初期小児救急医療体制強化・二次救急医療体制の充実と三次救急医療との連携強化 等
勤務環境の 改善	○女性医師の就業継続や定着などを図るとともに、「医師の働き方改革の推進」を踏まえた医師の勤務環境の改善 等

## 広島県外来医療計画(素案)について【概要】

## 1 背景等

これまで、入院機能については、広島県保健医療計画に定める基準病床数や広島県地域医療構想(平成 28 年 3 月策定)により、病床数の適正化や病床機能の再編について計画的に進めているところであるが、外来医療については、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられてきた。その結果、外来医療の中心的な役割を担う診療所の地域偏在が顕著になっている。

## 《計画の目的》

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指す。
- 併せて、医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

## 2 外来医療機能の現況等

## (1) 外来医師偏在指標

地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うため、医師偏在指標と同じ要素を考慮した偏在指標を作成

※ 外来医師多数区域の設定

外来医師偏在指標の全国上位 33.3%に該当する二次保健医療圏を外来医師多数区域に設定する。

医療圏	外来医師偏在指標	全国順位(335 圏域)	備考
広島	131.3	27	上位 33.3%
広島西	114.5	68	上位 33.3%
呉	127.5	33	上位 33.3%
広島中央	107.4	101	上位 33.3%
尾三	107.9	96	上位 33.3%
福山・府中	94.8	185	
備北	100.3	147	

## (2) 地域で不足する外来医療機能

各種データによる比較及び市郡地区医師会や市町へのアンケート調査により、二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能を抽出した。今後、各圏域に設置する地域医療構想調整会議での協議を経て、確定させる。

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			その他
			学校医	予防接種	健康診断	
広島	●	●	●			
広島西	●	●	●			
呉	●	●				
広島中央	●	●	●		●	
尾三	●	●		●	●	
福山・府中	●	●	●		●	
備北	●	●	●		●	

※ 不足する機能に●を付している。

### 3 「外来医療計画」の内容

#### (1)新たに開業する場合の手続き(外来医師多数区域の場合)

- ① 県ホームページ等により, 2次医療圏ごとの外来偏在指標や地域で不足する外来医療機能の情報を公表する。
  - ② 新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に, 不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求める。
  - ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し, 合意がない場合は, 必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請する。
- ※ 合意の有無や合意内容により, 診療所の開設が妨げられるものではない。

#### (2)新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き(全ての圏域)

- ① 県ホームページ等により, 2次医療圏ごとの医療設備・機器等の配置情報や共同利用方針を公表する。
  - ② 新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に, 共同利用を行うことについての計画の有無や内容に関して共同利用計画書の提出を求める。
  - ③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し, 共同利用を行わない場合は, 必要に応じて当該新規購入希望者の出席を要請する。
- ※ 共同利用の有無や計画内容により, 対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではない。

#### (3)目標

全圏域で「不足する外来医療機能」を解消する。

(確認方法)

計画終期に外来医療の重要な役割を担っている市郡地区医師会や住民(外来患者)に最も身近な基礎自治体である市町に対するアンケート調査を実施する。